

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族（異動）認定申請書により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第4条第2項中「が職員」を「は、職員」に、「届出を受けた」を「規定による届出があった」に、「申請書記載の扶養親族が条例第8条第2項に定める要件を備えているかどうかを確めて」を「その届出に係る事実および扶養手当の月額を」に改め、同条に次の2項を加える。

6 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う

ものとする。

7 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第4条の3第1項第2号中「配偶者（婚姻の届出をしていない）」を「職員の扶養親族たる者（配偶者（届出をしない）」に、「、父母」を「で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものおよび条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅および職員の配偶者、父母」に改め、「（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」および「および職員の扶養親族たる者が所有する住宅」を削る。

第4条の7第1項中「欠くに至った日」の次に「（別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で別に定める日）」を加え、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改める。

第4条の10第1項中「同条同項」を「同項」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第4条の14第1項中「（次項）」の次に「および第4条の19第4項」を加え、同項第1号ア中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

第4条の17第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃相当額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）および同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削る。

第4条の19第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「この条および」を「この条、第4条の21第2項第2号および」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該

翌日後において最も近い市の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし」に改め、同条第4項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に、「次の各号に掲げる」を「運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額)(第4条の15各号に掲げる職員に係るものを除く。)および条例第11条第2項第1号に定める額(第4条の17第1号に掲げる職員に係るものを除く。)をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額(第4条の21第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「条例第11条第4項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第4条の21第1項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同項第2号中「運賃等」を「運賃」に改め、同条第2項中「交通機関に係る通勤手当に係る条例第11条第4項」を「条例第11条第5項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃相当額等(第4条の17第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃相当額および条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同項第2号中「1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「およびウ」を削り、「5万5,000円」を「15万円」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、「払戻金相当額」の次に「の合計額および別に定める額の合計額」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同条第3項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第4条の22第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同条第2項第3号中「運賃等」を「運賃」に改める。

第4条の25中「求め、又は通勤の実情を実地に調査する」を「求める」に改める。

第4条の33第1項中「欠くに至った日」の次に「（別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で別に定める日）」を加える。

第12条の2第3項を削り、同条第2項中「又は」の次に「任期付職員条例第7条第3項の規定による」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第17条の3第2項の規則で定める勤務は、同条第1項第1号に規定する勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第12条の2第5項を次のように改める。

5 次に掲げる場合には、条例第17条の3第1項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項第2号の規定による勤務は、同項第1号の規定による勤務とみなす。

(1) 条例第17条の3第1項第1号の規定による勤務をした後、引き続いて同項第2号の規定による勤務をした場合

(2) 条例第17条の3第1項第2号の規定による勤務をした後、引き続いて同項第1号の規定による勤務をした場合

第12条の2中第5項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 任期付職員条例第8条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条の3第1項の規定により特定任期付職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に係る同条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる特定任期付職員が受ける特定任期付職員給料表の号俸又は任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額に区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 5号俸から7号俸までおよび任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 5,000円

(2) 2号俸から4号俸まで 4,300円

(3) 1号俸 3,500円

附則第4項中「第12条の2第1項」を「第12条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え）

2 この規則の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、改正後の秋田市職員給与条例施行規則第 4 条第 1 項および第 6 項中「条例」とあるのは、「秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 7 年秋田市条例第 26 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例」とする。